

IASB会議報告(第127回から第129回まで)

IASB(国際会計基準審議会)の第127回の臨時会議が2010年10月5日に、第128回会議が、2010年10月19日から22日の4日間(このうち21日と22日には米国財務会計基準審議会(FASB)との合同会議)、さらに、第129回の臨時会議が2010年10月27日に、ロンドンのIASB本部で開催された。

第127回会議は、IASBのみの会議で、金融商品(償却原価及び減損)、金融商品(ヘッジ会計)、金融商品(分類及び測定)、金融負債(公正価値オプション)及び金融商品(金融資産の譲渡、IFRS第7号(金融商品:開示)の改訂)について議論が行なわれた。ここでは、初めの3つについてのみ解説することとする。

第128回会議のIASBのみの会議では、金融商品(償却原価及び減損)、金融商品(ヘッジ会計)、包括利益計算書の改訂(一計算書方式への統一)、退職後給付、MOUプロジェクトの発効日、リース(アウトリーチ活動などの報告)、採掘活動(extractive activities)及び年次改善が議論された。一方、FASBとの合同会議では、公正価値測定、包括利益計算書の改訂(一計算書方式への統一)(IASB会議のところでまとめて報告)、排出枠取引スキーム、金融商品の資本と負債の区分、財務諸表の表示及び概念フレームワーク(報告企業)が議論された。教育セッションは、FASBとの合同会議で設けられ、金融商品の減損の認識及び測定に関するFASBの金融商品会計基準の公開草案における考え方とIASBのアプローチとの差異についての議論及び金融資産及び金融負債の相殺(マスター・ネットティング契約)に関する米国会計基準の考え方に関する議論の2つが行われた。IASB会議には理事15名が参加した。FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名が参加した。ここでは、から及びからの議論の内容を紹介する。

第129回会議は、IASBのみの会議で、金融商品(ヘッジ会計)が議論された。

第127回臨時会議(2010年10月5日)

IASB会議

1. 金融商品(償却原価及び減損)

今回は、2010年9月での議論を受けて、減損に関する議論が行われ、統合された実効金利を用いない減損の認識方法、すなわち、金融資産の実効金利の計算から信用リスクを分離するアプローチ('decoupled' approach)の詳細に関する検討及びオープン・ポートフォリオにおける予想損失の変動の取扱い(3つの代替案のメカニズム)について議論が行なわれた。今回は、議論が行われたのみで、暫定合意に達した事項はない。

(1) 分離アプローチ

分離アプローチは、公開草案での提案とは異なっている。公開草案では、金融資産の契約開始時に、将来回収されるであろう予想キャッシュ・フロー（予想損失を含む）を見積り、これと貸付額（金融資産取得に要したキャッシュ・フロー額）をイコールとする金利として「統合された実効金利」を計算し、これに基づいて受取金利を認識することで、予想損失を織り込んだ金利を各期に配分するという方法が提案されていた。すなわち、このアプローチでは、金融資産の金利計算に予想損失が織り込まれている。公開草案に対するコメントや専門家アドバイザリー・パネル（EAP）の助言では、実務上はこのようなりスク管理は行われておらず、信用リスクのみを分離して、受取金利の認識とは別に管理しており、この実務を反映して、信用リスクのみを別途計算する減損計算方法を採用するのであれば、実務上の負担を極力抑えることができるという意見が示された。

これを受けて、2010年9月の会議では、「分離アプローチ」を採用することが、暫定的に合意された。今回は、分離アプローチに含まれる年金法（annuity approach）と定額法（straight-line method）という2つの方法の概要が検討された。定額法では、ポートフォリオの加重平均の存続年数を求め、例えば、存続期間が5年であれば、予想損失の5分の1が当期で認識される。その場合、割り引かない金額で存続期間に配分が行われるため、その表現の忠実性に関して一定の限界がある。一方、年金法では、予想損失を割り引いて割引現在価値を算出し、これを年金額に変換して、加重平均の存続年数にわたって配分することになる。定額法に比べて、複雑な計算が必要となる。

(2) オープン・ポートフォリオにおける予想損失の変動の取扱い

減損モデルの選択をする場合に最も難しいと考えられるのが、オープン・ポートフォリオにおける減損計算なので、この問題がまず議論された。

オープン・ポートフォリオの減損計算では、新規にポートフォリオに加わった資産に対する予想損失の見積もりと従来から存続している資産の予想損失の見積もりの変更を区別する計算方法を採用しない限り、当初の予想損失の見積もりがその後変更された場合に「完全キャッチ・アップ・アプローチ（full catch-up approach）」を採用することができない。しかし、過去から存在している金融資産の当初予想損失に関する情報を保有して、それを見直していくことは、オープン・ポートフォリオの場合極めて煩雑であり、コスト負担が大きくなることが予想される。

そこで、上述のような2種類の情報に関する記録を保持していなくても減損を計算でき、オープン・ポートフォリオに対応できる方法として、「部分キャッチ・アップ・アプローチ（partial catch-up approach）」と「非キャッチ・アップ・アプローチ（'no' catch-up approach）」の2つがあるとされ、これについて議論が行われた。

部分キャッチ・アップ・アプローチ

このアプローチの下では、各期末に存在する資産のみを対象として、それらに対して予想

損失を見積もる。そのためには、まず、オープン・ポートフォリオの期末時点で予測される全存続期間を決定し、さらに、そのうちの当該期末までの経過年数（加重平均経過年数）を決定する。その上で、期末に見積もられる予想損失をあたかも、過去から適用してきたかのように計算し、過去の経過年数に配分される予想損失額を計算する。そして、期末までに累積している予想損失の認識額と、当該期末で新たに計算された当該期末までに累積しているべき金額との差額が、当期に損益として認識される。これにより、予想損失は、過去の経過分はすべて認識されることになる。したがって、予想損失のうち、当期末までに認識されなかった部分は、将来に配分される。この方法では、全存続期間と経過年数を用いて、期末における予想損失累積額が決定され、その金額までは、損益として認識されることになる。例えば、全存続期間が5年と予想され、過去の経過年数が3年と予想される場合には、当期末に見込まれる予想損失のうち、5分の3が当期末までに認識されることになる。

非キャッチ・アップ・アプローチ

このアプローチの下では、部分キャッチ・アップ・アプローチと同様、オープン・ポートフォリオの期末時点で予測される全存続期間を決定し、その時点で見積もられる予想損失総額を全存続期間で割った金額が当期で認識されることになる。例えば、5年が全存続期間とすると、予想損失の5分の1が当期の損益として認識される。この方法では、当期に損益として認識すべき金額は特定されるが、その過去からの累積額が、部分キャッチ・アップ・アプローチで計算された数字を超過したり、下回ったりすることがある。すなわち、この方法の下で算出される予想損失累積額は、各期で単独に計算された金額の単純合計額でしかなく、場合によっては、当該累積額が本来当期末で必要とされる金額と異なる可能性がある。そのため、累積された金額が妥当であることを保証するため、フロアーやキャップという限度額を別途計算する必要がある。

2．金融商品（ヘッジ会計）

今回は、複合金融資産（hybrid financial assets）に含まれる組込デリバティブのヘッジ手段としての適格性、内部デリバティブのヘッジ手段としての適格性及び非デリバティブ金融商品（キャッシュ金融商品）のヘッジ手段としての適格性の3つについて議論が行われた。

(1)複合金融資産に含まれる組込デリバティブのヘッジ手段としての適格性

金融資産に含まれる組込デリバティブ（デリバティブを含む金融資産を「複合金融資産」と呼んでいる）がヘッジ手段として適格かどうかに関して議論が行なわれた。IFRS第9号（金融商品）を完成させる際に、複合金融資産に含まれる組込デリバティブをどのように扱うかが議論され、結果として、組込デリバティブを分離するような複雑な会計処理

とはしないこととし、複合金融資産全体を公正価値で測定し、その変動を当期純利益で認識するという会計処理が採用された。このような経緯がある中で、ヘッジ会計の簡素化を図るという今回のヘッジ会計見直しの趣旨との関連において、組込デリバティブをヘッジ手段として分離できるかどうかに関して、次の3つの代替案が検討された。

- (a) ヘッジ会計の文脈においてのみ、組込デリバティブを分離することを選択肢として認める。
- (b) 複合金融資産の一部のリスク構成要素をヘッジ手段として指定することを許容する。
- (c) ヘッジ手段が複合金融資産のリスク構成要素である場合には、ヘッジ会計の指定を認めない。

議論の結果、ヘッジ会計の簡素化を図るという趣旨に最も適合すると考えられる上記(c)を採用することが暫定的に合意された。この結果、複合金融商品に含まれる組込デリバティブは、ヘッジ手段としては認められないこととなる。

(2) 内部デリバティブのヘッジ手段としての適格性

ここでは、同一の連結グループ内で締結されるデリバティブ契約（内部デリバティブ）がヘッジ手段として適格かどうか議論された。

議論の結果、内部デリバティブは、報告企業以外にリスクを移転していないことから、連結財務諸表上ではヘッジ手段として適格ではないとすることが、暫定的に合意された。

(3) 非デリバティブ金融商品（キャッシュ金融商品）のヘッジ手段としての適格性

I A S 第 3 9 号（金融商品：認識及び測定）では、キャッシュ金融商品（非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債）を為替リスク以外のリスクに対するヘッジ手段とすることを認めていない。そこで、この取扱いを見直し、キャッシュ金融商品の一部をヘッジ手段として利用できる範囲を拡大すべきかどうか議論された。

スタッフからは、次の3つの提案が示された。

代替案 A：I A S 第 3 9 号の制約を維持する（為替リスクのヘッジとしてのみキャッシュ金融商品を指定することができるという取扱い）

代替案 B：公正価値で測定されその変動が当期純利益で認識されるキャッシュ金融商品に限って I A S 第 3 9 号の制約を撤廃する（すなわち、このようなキャッシュ金融商品は、その全体をヘッジ手段として指定できる）

代替案 C：すべてのキャッシュ金融商品に対して、I A S 第 3 9 号の制約を撤廃する。

I A S 第 3 9 号において、キャッシュ金融商品をヘッジ手段とする場合が為替リスクに限定されているのは、それ以外のリスクに対してもヘッジ手段として指定できるとすると、キャッシュ金融商品の簿価が償却原価でも公正価値でもないものになり、複雑性が増す、為替リスク以外に拡大すると、ヘッジ会計を任意に中止することによる乱用が増加する、米国会計基準との差異となるといった理由による。しかし、金融資産の測定に

関する I F R S 第 9 号（金融商品）が新設されたことにより、I A S 第 3 9 号に対する懸念は、かなり解決されている。むしろ、公正価値で測定されるデリバティブと公正価値で測定される（そしてその変動が当期純利益で認識される）キャッシュ金融商品との間に差異を設ける必要性がなくなっているといえる。このような文脈で、代替案 A は適切でない判断され、むしろ、代替案 B が適切だとして、スタッフは、代替案 B を推奨している。代替案 C は、償却原価で当初測定されるキャッシュ金融商品をヘッジ手段として指定できるようにすると、簿価が償却原価でも公正価値でもないものになること、及び、持分金融商品で公正価値の変動をその他包括利益（O C I）で認識できるものまでヘッジ手段として認めると、O C I に対してはヘッジ会計を適用しないというこれまでの暫定合意と矛盾することになるなどの理由で、スタッフはこの方法を推奨していない。議論の結果、代替案 B に対する支持が多かったが、これを採用した場合の実務などへの影響について、さらに検討することがスタッフに指示された（2010年10月27日の第129回臨時会議での議論を参照）。

3 . 金融商品（金融負債 公正価値オプション）

今回は、金融負債の認識の中止が行われ、負債の信用リスクが実現した場合にリサイクリングを認めるかどうか、発効日及び経過措置、及び、I A S 第 3 9 号の適用ガイダンス（implementation guidance）の取扱いの3点が議論された。なお、今回の議論を受けて、スタッフに対して、最終基準案のドラフト作成に着手することが指示された（なお、この改訂は、2010年10月28日に最終基準として公表された）。

(1) 信用リスクが実現した場合のリサイクリング

金融負債の信用リスクは、負債を返済し終えた段階ではゼロとなる。しかし、満期前に金融負債の認識の中止が行なわれる場合（そのような場合は稀だと考えられている）には、信用リスクに関連する損益が実現損益になる。このような場合に、実現損益をリサイクルすべきかどうか、2010年9月24日の臨時会議で議論された。そこでの議論では、負債の信用リスクが実現した場合でもリサイクリングを認めないという取扱いへの支持が多かったが、この臨時会議に欠席したボードメンバーもいたことから、前回は結論が出されなかった。今回は、この問題について結論を出すために、引き続き議論が行なわれた。議論の結果、実現損益となった場合でも、O C I から当期純利益へのリサイクリングを禁止することが、暫定的に合意された。

(2) 発効日及び経過措置

公正価値測定に関する I F R S の発効日及び経過措置について議論が行なわれた。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 早期適用を許容する。しかし、企業が金融負債に関する規定を早期適用する際には、未だ適用されていないそれ以外の I F R S 第 9 号への改訂も併せて適用しなければならない。
- (b) 遡及適用を強制する。なお、今回金融負債については、公正価値オプションの適格性規準を含めて、その測定モデルを変更していない(変更したのは、公正価値オプションを採用した場合の自分自身の信用リスクの表示を O C I とすることだけである)。そのため、移行日において公正価値オプションの選択の再指定を許容する理由がないので、意図を再検討することは禁止する。
- (c) 今回の改訂の最初の適用日については、
 - (i) 早期適用を 2 0 1 1 年 1 月 1 日前行なう場合には、発効日から 2 0 1 0 年 1 2 月 3 1 日までの間のいずれの日でもよい。
 - (ii) 早期適用を 2 0 1 1 年 1 月 1 日以降に行なう場合には、企業が適用を行なう事業年度の開始日とする。
- (d) 企業は、公正価値オプションを採用した場合に、自分自身の信用リスクを O C I で表示することが、会計上のミスマッチを引き起こすかどうかは、当初適用日に存在している事実及び状況に基づいて判断する。
- (e) 当初適用日に認識の中止がされてしまっている金融負債に対しては、この改訂は適用してはならない。
- (f) 2 0 1 2 年 1 月 1 日前に今回の改訂を適用する場合には、過去の期間の財務諸表の修正再表示は求められない。しかし、企業が修正再表示を行なう場合には、これまでに基準化された I F R S 第 9 号の改訂要求をすべて反映しなければならない。
- (g) もし、実務的に実行不可能であれば、当初適用日前の中間期間にこれらの改訂を適用する必要はない。

(3) I A S 第 3 9 号の適用ガイダンスの引き継ぎ

I A S 第 3 9 号の金融負債に関する規定で、I F R S 第 9 号にそのまま引き継がれたものに関連する適用ガイダンスは、そのまま I F R S 第 9 号に引き継ぐことが暫定的に合意された。

第 1 2 8 回会議 (2 0 1 0 年 1 0 月 1 9 日から 2 2 日まで)

I A S B 会議

1 . 金融商品 (償却原価及び減損)

2 0 0 9 年 1 1 月に公表した公開草案 (金融商品 : 償却原価及び減損) に対して受領したコメントを受けて、減損に関する議論が行なわれている。

2010年9月の会議では、契約当初に予想される予想損失をどのように期間配分するかについて議論が行われ、契約全期間に見込まれる予想損失をポートフォリオの存続期間にわたって配分するという取扱いを採用することが暫定的に合意された。さらに、その配分方法についても議論が行われ、統合された実効金利（integrated effective rate）を用いる方法及び統合された実効金利を用いない方法（実効金利から信用リスクを分離するアプローチ（'decoupled' approach））の2つが検討され、今後、後者の方法を前提に議論することが暫定合意された。

今回は、契約開始後に発生した予想損失の見積りの変動をどのように会計処理するかについて、2010年10月5日の臨時会議に引き続き、議論が行われた。

これまでの議論の経緯

当初に予想された予想損失がその後に変動した場合に、当該変動をどのように配分するかに関して、下記に示す3つの方法があることについては、すでに2010年8月3日の議論の際に示されていた。

- (a) 完全キャッチ・アップ法：予想損失の見積りの変更が生じた期に、その変動額すべてを認識する方法。
- (b) 部分キャッチ・アップ法：予想損失の見積りの変更が契約当初に生じたと仮定し、当該変更額のうち、現時点までに経過した期間に対応する部分は、当期で損益として認識し、それ以外は、将来の残存期間にわたって償却する方法。
- (c) 非キャッチ・アップ法：予想損失の見積りの変更が生じた期以降にわたって、当該変更額を償却する方法。

さらに、これらの3つの方法が、ポートフォリオ内の金融資産が事業年度中に変動するオープン・ポートフォリオという文脈でどのような特徴を持つかについては、2010年10月5日に開催された臨時会議で議論が行われた（上述の第127回会議を参照）。ここでは、概念的には、完全キャッチ・アップ法が最も妥当な方法と考えられるが、オープン・ポートフォリオにおいては、この方法を適用するのは、ポートフォリオ内の金融資産の変動の記録を必要とするなど実務上の負担が重いことから、現実的ではない点を確認された。その上で、現実に採用可能なのは、部分キャッチ・アップ法（今回から「期間比例アプローチ（time-proportionate approach）」と改称されている）又は非キャッチ・アップ法（今回から「単一期間配分アプローチ（single period allocation approach）」と改称されている）のいずれかである点が議論されていた。今回は、この2つの方法のいずれがよいか議論された。

今回の議論

今回は、2010年10月5日の臨時会議に引き続き、期間比例アプローチ（部分キャッチ・アップ法）及び単一期間配分アプローチ（非キャッチ・アップ法）の概要及びボードメンバーが選好する方法はどちらかについて議論が行われた。

議論の結果、今回、暫定合意は求められなかったが、理論的には、期間比例アプローチが

優れている点が評価された。すなわち、このアプローチの下では、ポートフォリオを構成する金融資産の過去の記録を保持することなく、各期末に存在する資産のみを対象として、それらに対して予想損失が見積もられる。オープン・ポートフォリオの当期末時点で予測される全存続期間及びそのうちの当該期末までの経過年数（加重平均経過年数）が決定された上で、新たに予想された全存続期間及び経過年数を、過去から適用してきたならば、当該期末までに累積しているべき金額と 期末までに実際に累積している予想損失額との差額が、当期の損益として認識される。これにより、当期末に新たに変更された全期間の予想損失のうち、これまでの期間経過分はすべて認識されることになる。したがって、予想損失のうち、当期末までに認識されなかった部分は、将来に配分される。

期間比例アプローチは、実務上の負担に配慮した完全キャッチ・アップ法に対する簡便法と位置付けることができるが、期間比例アプローチをできるだけ完全キャッチ・アップ法に近づけることが必要と判断され、スタッフに対して、そのための改善を検討することが指示された。

2．金融商品（ヘッジ会計）

今回は、リスク構成要素のヘッジ対象としての適格性（金利リスクに関するサブLIBOR）、信用デリバティブを用いた信用リスクのヘッジ、ヘッジ会計の中止、ネット・ポジションのヘッジ対象としての適格性、ヘッジ会計の開示及び自己使用の場合の範囲除外の6つについて議論が行われた。ここでは、を除く議論の概要を紹介する。

(1)ヘッジ構成要素のヘッジ対象としての適格性（サブLIBOR）

ここでは、金利リスクのヘッジ会計に関連して、ヘッジ対象である金融資産又は金融負債の全体キャッシュ・フローよりも大きなキャッシュ・フローを持つ構成要素をヘッジ対象として指定できるかどうか議論された。具体的には、利付金融資産又は金融負債でその実効金利がLIBORよりも低い（サブLIBOR）場合において、LIBOR部分をヘッジ対象として指定できるかが議論された。

現行のIAS第39号では、このような場合には、LIBOR部分をヘッジ対象とすることはできないとしている（AG99C）。このような議論が行われるのは、現行のIAS第39号の規定では、市場からLIBOR以下で資金調達できる金融機関がそのように調達された金融負債をヘッジ対象として指定できないという事情がある。

議論の結果、現行のIAS第39号の規定を維持すること（サブLIBORの金融商品のLIBOR部分をヘッジ対象とすることはできない）が暫定的に合意された。これは、サブLIBORの金融商品のLIBOR部分をヘッジ対象として認めると、ヘッジの結果、保有金融商品の金利がマイナスとなる場合が生じるなど、不合理な結果が起こる可能性が懸念されたためである。

(2)信用デリバティブを用いた信用リスクのヘッジ

金融機関が貸出金やローン・コミットメントの信用リスクをヘッジするために信用デリバティブ（例えば、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS））を用いることがあるが、そのような場合にどのようなヘッジ会計を適用すべきかが議論された。これは、IAS第39号が金融機関の信用リスク管理活動を適切に反映する規定を持っていないとの指摘に対応したものである。

論点は、信用デリバティブをヘッジ手段として用いて貸出金やローン・コミットメントの信用リスクをヘッジしている場合、ヘッジ手段は每期公正価値測定され、その変動は当期純利益で認識されるが、ヘッジ対象である貸出金やローン・コミットメントの公正価値の変動は当期純利益に反映されないため、会計上のミスマッチが生じており、これにどのように対応するかである。また、この問題を難しくしているのは、ヘッジ対象である貸出金やローン・コミットメントの公正価値の変動のうち、信用リスク部分を、ヘッジ会計の要求を満たすような形で、分離し、直接測定することが実務上難しいという点である。さらに、ローン・コミットメントのうちIAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）で会計処理されているものに対しては、公正価値オプションを適用できないことも会計上のミスマッチの解消を難しくしている。

今回、スタッフからは、上述のような困難さを考慮した上で、信用デリバティブを用いてヘッジ会計を適用する対象とした貸出金やローン・コミットメント（ヘッジ対象）に限って、例外として、その全体を公正価値で測定し、それによって発生した損益を当期純利益で認識することを認めることによって、ヘッジ手段である信用デリバティブの公正価値の変動と当期純利益の段階で相殺し合う会計処理の導入が提案された。この提案では、ヘッジ対象である貸出金やローン・コミットメントの信用リスク部分が直接識別できないため、貸出金やローン・コミットメント全体を公正価値で測定し、その変動を当期純利益で認識しようとしている点が、他のヘッジ会計の取扱いと異なる。いわば、ヘッジ対象として指定された貸出金やローン・コミットメントに対して公正価値による測定を導入するという提案である。

議論の結果、ヘッジ対象として指定された場合にのみヘッジ対象リスク（この場合は信用リスク）以外のリスクも含めたヘッジ対象全体を公正価値で測定するというモデル（任意の公正価値測定）は、ヘッジ会計に複雑性を持ち込むと判断され、スタッフの提案は、暫定的に否決された。そして、スタッフに対しては、これに代わる代替案の検討が指示された。代替案としては、例えば、信用デリバティブの取得のために支払ったプレミアムをOCIで認識して満期までの間に配分する方法や保険会計における残余マーゲンの償却のような方法が考えられる。

(3) ヘッジ会計の中止

ここでは、ヘッジ関係の中止、リバランシング及びヘッジ比率の再評価及びリバランシングと中止の間の相互関係について議論が行なわれた。

ヘッジ会計の中止

ヘッジ会計の中止を行うのはどのようなときなのか議論された。今回は、ヘッジ会計の中止に関するいくつかの概念の明確化が議論された上で、それらを基に、ヘッジ会計の中止に関する取扱いの整理が行われた。まず、いくつかの概念を示すと次のとおりである。

- (a) 強制中止 (Mandatory Discontinuation) : ヘッジ関係がその適格要件を充足しなくなったとき (ヘッジ手段を保有しなくなった場合を含む) に起こり、ヘッジ会計の適用を将来に向かって中止しなければならない。
- (b) 指定解除 (Dedesignation) : 企業がヘッジ指定を解除することを選択したときに起こる (企業の意思による任意の中止)。
- (c) 中止と再スタート (discontinuation and restart) : いったんヘッジ会計の適用を中止した後、リスク管理戦略に基づいてヘッジ関係を再構築すること。

今回このような議論を行う必要があるのは、現行の I A S 第 3 9 号が、強制中止と指定解除の区別に関するガイダンスを有しておらず、既存のヘッジ会計の一部が終了した際に、ヘッジ関係全体を中止すべきか、その一部だけを中止すべきかに関して実務で混乱が生じているためである。また、I A S 第 3 9 号には、指定解除を行って再指定するという場合に、既存のヘッジの継続という概念がなく、この点の明確化が必要だと考えられているためである。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 強制中止は、ヘッジ関係が適格性規準を満たさなくなった場合に起こる。しかし、企業は、従前中止されたヘッジ関係の一部であった項目を用いて新たなヘッジ関係を開始することができる。
- (b) ヘッジ関係に対する調整 (adjustments) は、ヘッジ関係に対するリスク管理目的に変更がある場合にのみ、中止と再スタートという処理を要求する。
- (c) 継続しているヘッジ関係の調整は、リスク管理目的は変わらないが他の適格規準を満たさなくなったか又は満たさなくなりそうなとき (例えば、有効性テスト) に限り、許容される。強制中止を、指定解除と再指定 (redesignation) から区別するときには、固有の事実及び状況が考慮されなければならない。
- (d) すべての適格規準 (リスク管理目的を含む) が依然として満たされているときに、指定解除することは許容されない。なぜなら、適格規準が満たされなくなったわけではなく、ヘッジ会計が依然としてリスク管理目的を反映しているからである。
- (e) ヘッジ関係を証明する資料は、シナリオの種類に拘わらず、ヘッジ関係の変化を反映するために改訂されなければならない。

リバランシング

ここでは、ヘッジ関係をリバランシングすることの役割とヘッジ比率の変更やヘッジ会計

の中止との関係が検討された。

議論では、リバランシングの問題を考える際には、ヘッジ関係のデザインが適切でなくなり、したがって、ヘッジ関係が自動的に終了する場合（この場合には、その後、新たなヘッジ関係が再開される可能性は残されている）とヘッジ関係は依然として適切であるが、ヘッジ関係に影響する変数が変動し、その結果、それによるバイアス（非有効）を除去し適格規準（特に有効性評価テスト）を満たすために、ヘッジ関係の修正が必要な場合とを区別する必要があることが明確にされ、リバランシングが問題となるのは、後者の場合である点が了解された。

議論の結果、リバランシングは、ある特定の状況下における既存のヘッジ関係の継続であり、非有効性の予見できない原因のタイプには依存しないが、ヘッジのリスク管理目的が依然として適用されるかどうかには依存するものであるという点が暫定的に合意された。すなわち、リバランシングは、リスク管理目的は不変であるものの、適格規準を充足するためにヘッジ関係を修正しなければならない場合に行われるということが出来る。

リバランシングと中止との間の相互関係

ここでは、4つの例を取り上げて、リバランシングと中止との関係について議論が行われた。

議論の結果、リスク管理戦略が不変であることを前提に、次の点が暫定的に合意された。

- (a) ヘッジ対象の公正価値の変動の測定は、ヘッジ比率に対する調整によって影響を受けることはない。
- (b) ヘッジ比率の変動は、その変動が予想された非有効性の水準を超えているときには、部分的なヘッジ関係の中止を要求することに帰結するかも知れない。
- (c) 企業が、高い確率で発生が予想される予定取引の数量の予想に失敗し、当初予定数量よりも少ない数量となった場合には、企業にそのような予想の低めの調整を行った過去がなければ、部分的なヘッジ関係の中止が適切である。

(4) ネット・ポジションのヘッジ対象としての適格性

ここでは、どのようなネット・ポジションをヘッジ対象とするか及び ネットでゼロとなるポジションをヘッジ対象とすることができるかについて議論が行われた。

ヘッジ対象となるネット・ポジション

2010年9月の会議では、ヘッジ対象のグループにヘッジ会計を適用するために、どのような適格性要件（制約規準）を求めるかに関して議論が行われ、「IAS第39号に記述されているヘッジ対象グループ（ネット・ポジションを含む）に適用されるいくつかの制約規準を引き継ぐ」という方針を採用することが暫定合意された。そして、スタッフに対して、どのような制約が必要かを決定することを支援する設例を作成することが指示された。

これを受けて今回の議論では、スタッフからいくつかの設例が示され、これに基づいて、どのような制約を設定するかが議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) すべての公正価値ヘッジのネット・ポジションは、ヘッジ対象として適格とすべきであり、キャッシュ・フロー・ヘッジのネット・ポジションでは、ある一定の場合を除き、ヘッジ対象として適格とすべきである。
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジのネット・ポジションのヘッジでは、予定取引の価値の変動を当期純利益又はOCIで認識することを禁止する制約を導入する。この制約によって、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ対象のネット・ポジションは、もしそれを相殺するキャッシュ・フローが当期純利益に影響する期間が異なるのであれば、ヘッジ会計を適用することが適格とはならないということになる。

ネット・ゼロ・ポジションのヘッジ対象

ここでの論点は、企業が、リスクをネットベースで管理しているとき、ネットでゼロとなるポジションは、ヘッジ会計を適用するのに適格と見るかどうかというものである。

議論の結果、ネット・ゼロ・ポジションの場合もヘッジ対象となると見てヘッジ会計を適用すべきことが暫定的に合意された。これは、ネット・ポジションをヘッジ対象と見ながら、ネット・ゼロ・ポジションの場合だけ除外するのは、首尾一貫しないと考えられたからである。今後、この場合の適用ガイダンスの開発が行われることになる。

3 . 包括利益計算書の改訂（1 計算書方式への統一）

この問題は、FASBとの合同会議でも議論されたが、ここでまとめて内容を紹介することとする。

包括利益計算書（公開草案では、「当期純利益及びその他包括利益計算書（statement of profit or loss and other comprehensive income）」と改称している）を1 計算書方式のみとすることを内容とする公開草案（OCI項目の表示）は、2010年5月に公表され、2010年9月30日にコメント期限が到来した。FASBも金融商品会計基準の公開草案と同時にIASBの公開草案と同様な内容の包括利益計算書に対する改訂提案を公表している。

今回、受領した139通のコメントの概括的な分析結果が示され、議論が行われた（より詳細なコメント分析は将来示される予定）。コメントでは、1 計算書方式に統一することに対する懸念を示すものが多く、この点の議論に多くの時間が割かれた。

議論の結果、IASBは公開草案どおり1 計算書方式に統一することに過半数の支持があったが、FASBでは、多数とはならなかった。このため、コメントでの懸念に対応するため、当期純利益及び包括利益を1 計算書方式又は2 計算書方式のいずれで表示すべきかに関して、さらに検討することが、スタッフに指示された。

4．退職後給付

今回は、2010年4月に公表した公開草案（確定給付制度）に対して受領したコメントの分析及びそれらを踏まえた意思決定がなされた。今回検討されたのは、認識、分解表示及び財務費用であった。コメント分析は、2010年11月の会議でも検討される予定である。

議論の結果、次の点が改めて確認された。

- (a) 確定給付債務の現在価値及び制度資産の公正価値の変動のすべてを、それらが生じた時点で認識する。
- (b) 権利未確定の過去勤務費用は、関連する制度変更が生じた時点で認識する。また、これに関連して、解雇給付は、解雇を契機に支払われるものに限定することとし、将来のサービス提供の対価として支払われる給付（stay bonus）は、解雇給付に含めず、退職後給付として扱うという取扱いも併せて承認された。
- (c) 制度資産の公正価値及び確定給付債務の変動のすべてを勤務費用、財務費用及び再測定構成要素に分解する。なお、企業が、3つの構成要素を当期純利益で表示するか又はOCIで表示するか、及び、3つの構成要素を包括利益計算書上で区分表示するかそれとも注記で開示するだけで十分かどうか、に関しては、将来の会議で検討する予定である。
- (d) 勤務費用には現在勤務費用及び過去勤務費用が含まれるが、これら勤務費用を測定する際に使用された仮定の変化から生じる利得及び損失は、勤務費用には含めない。これは、「勤務費用」の予測価値と「勤務費用の見積りの変更」の予測価値とは異なるというIASBの考え方を反映したものである。
- (e) 財務費用構成要素は、確定給付負債（又は資産）純額に対する金利純額（確定給付負債（又は資産）純額に確定給付債務の測定に用いられたのと同じ金利を適用して算出）から構成されなければならない。今回、スタッフからは、現行IAS第19号で採用されている期待収益アプローチと公開草案での提案である利息の純額アプローチのいずれをより適切とする明らかな根拠はないとの考えから、利息の純額アプローチへの変更は、現行IAS第19号の変更を正当化させるほどの重要な改善を示していないため、期待収益アプローチへ戻ることが提案されたが、この提案は否定された。

5．MOUプロジェクトの発効日

IASBは、主としてMOUプロジェクトに関連して2011年6月までに公表されるいくつかの新しいIFRS（公正価値測定、金融商品、収益認識、リース、退職後給付、OCIの表示（包括利益計算書の1計算書への統合）及び保険会計）の発効日（これらIF

RSの発効日を単一日とするのか、それとも段階的に発効させるべきか)及び早期適用を許容すべきかどうかに関する関係者からの意見を募るため、「意見募集(Request for Views)」を公表することを予定している。

今回は、そのドラフトが議論され、基本的に当該ドラフトを基に意見募集することが了承された。「意見募集」は、2010年10月19日に公表された(コメントの締切りは、2011年1月31日)。

IASBとFASBの合同会議

1. 公正価値測定

2010年6月に、FASBは、トピック820(公正価値測定及び開示)の改訂のための公開草案を、IASBは、再公開草案(公正価値測定における測定の不確実性分析開示)を公開した。2つの公開草案に対して受領したコメントの分析が2010年9月から行われている。

今回は、最有効利用(highest and best use)、レベル1とレベル2との間の移動に関する情報の開示、開示された公正価値のヒエラルキー内のレベルの開示及び会計単位について議論が行われた。

(1)最有効利用

公開草案では、非金融資産が、当初認識以後公正価値で測定され、その最有効利用が現在の利用状況と異なる場合、企業は、当該事実及び最有効利用と異なる方法で利用されている理由の開示を求めることが提案されている。

多くの場合、現在の用途が最有効利用であることを前提に、この開示が必要かどうか議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 最有効利用が現在の利用状況と異なる場合、当該事実及び最有効利用と異なる方法で利用されている理由の開示を求める。
- (b) 当該資産が、財政状態計算書上公正価値で認識されているかどうか、又は、公正価値が開示されているのみかを開示する。また、開示対象は、特定の非金融資産には限定しない(例えば、投資不動産のみに限定するようなことはしない)。

(2)レベル1とレベル2の間の移動

ここでの論点は、レベル1と2の間の振替が行われた場合、その振替に関して開示を要求するのは、重大な(significant)振替の場合だけか、それともどんな振替でも開示対象とすべ

きかである。重大な振替だけにすると、個別の振替が重大なときだけにするのか、合計額が重大なときも含むのかといった点の明確化が必要になる。

議論の結果、レベル1と2の間のいかなる振替であっても開示することを求めることが暫定的に合意された。

(3) 開示された公正価値のヒエラルキー内のレベルの開示

財政状態計算書上公正価値で認識されていないが、公正価値が注記で開示されている資産及び負債についても、レベル別開示を要求するかどうか議論された。

議論の結果、財政状態計算書上公正価値で認識されていないが、公正価値が注記で開示されている資産及び負債に対しては、その後財政状態計算書上で公正価値で測定されないとしても、当該資産及び負債の公正価値がヒエラルキーのどのレベルのものであるかの開示を求めることが暫定的に合意された。

(4) 会計単位

ここでは、会計単位のガイダンスがない場合、金融商品の公正価値を測定する際に、最有効利用と評価前提概念を用いる必要があるか否かが検討された。

公正価値測定の目的は「何を測定するか」を決めることである。すなわち、他の基準で公正価値による測定が必要と決められた資産負債を対象として、どのように公正価値を測定するかを決定するのが本プロジェクトの目的であり、本プロジェクトは他の基準で定める会計単位に依拠している。しかし、現実には、会計単位があいまいな場合（他の基準で会計単位が決まっていない場合や、実際の取引が会計単位で行われない場合）、公正価値測定のガイダンス（特に評価技法のガイダンス）を使って会計単位を決めようとしている場合がある。例えば、関連会社、子会社への投資や投資会社が保有する持分証券・負債証券に関して、これらの会計単位は、投資全体なのか、それとも、当該投資を構成する個別の投資なのかに関しては、さらなるガイダンスが必要とされるかも知れない。

議論の結果、特定の状況において（例えば、関連会社、子会社への投資）、公正価値で測定される資産及び負債の会計単位を明確にすることは本プロジェクトの範囲ではないことが暫定的に合意された。これは、本プロジェクトの目的は、どのように公正価値を測定するかであって、何を又はいつ公正価値で測定するかではないことによる。さらに、最有効利用という概念は金融商品には適合しないものの、金融商品市場の参加者は、金融商品の公正価値を最大化する取引に参加するであろうことから、価値最大化概念(value maximization)という概念は、公正価値測定の基本概念であることを明確にすることが暫定的に合意された。

2 . 排出枠取引スキーム

今回は、キャップ・アンド・トレード・スキームにおける排出枠と負債の当初及びその後の測定に関して議論が行われた。具体的には、排出枠（allowance）及び割当負債（liability for allocation）の当初及びその後の測定及び排出と割当負債との関係、並びに超過排出負債（liability for excess emissions）の認識及び測定について議論が行われた。なお、ここで用いられている用語の定義（スタッフが作成したドラフトで示されているもの）は次のとおりである。

割当負債：割当排出枠の水準以下に企業が排出を削減できない場合に、排出枠を返却する義務。この負債は、企業がスキーム管理者から貨幣的対価なしに排出枠を割当てられた時点で生じる。

超過排出負債：割当負債を超過した排出に対してスキーム管理者に排出枠を提供する義務。

(1)排出枠及び割当負債の当初及びその後の測定

2010年9月の会議で、FASB及びIASBは、割り当てられたか購入したかを問わず、排出枠は資産の定義を満たすこと、さらに、排出枠の割当ては、現在の義務を創造するので割当てに対応する負債が存在することが暫定合意された。IASBは、現在の義務として、スキームの要求を順守するという義務、すなわち、排出枠を保有するために、温室効果ガスの排出を抑える義務、及び、温室効果ガスを排出した場合には、排出枠を返却しなければならないという義務があるという考え方を支持したが、FASBは、現在の義務としてどのようなものがあるかに関しては、結論に達しなかった。

今回は、排出枠及びそれに対応する割当負債の測定に関連して、購入及び割当てによって取得された排出枠及び割当負債の当初及びその後の測定モデル及び割当負債に関連して返却される排出枠の量に見積り方法の2つについて議論が行われた。

排出枠及び割当負債の測定モデル

測定モデルとして、スタッフから次の4つが示された。

- (a) 当初認識時に公正価値で測定し、その後の測定も公正価値を用いる。
- (b) 当初認識時に公正価値で測定するが、その後の測定には、公正価値を用いず減損テストを適用する。
- (c) 支払価格で測定し、その後の再測定は行わず、減損テストを適用する。
- (d) ビジネス・アプローチ（排出枠を利用するために保有するのか売買目的で保有するのかという意図に基づいて測定方法を決定するアプローチ）

議論の結果、上記(a)を採用することが暫定的に合意された。なお、排出枠と割当負債は、当初認識時には同額となる。

割当負債に関連して返却される排出枠の量の見積り方法

返却される排出枠の量の見積り方法として、スタッフから次の2つが示された。

- (a) 予想返却アプローチ（expected return approach）
予想に基づいて返却される排出枠の量を見積もる方法（加重平均アプローチを用いて

負債が見積られる)。割当負債の文脈では、企業は、割り当てられた排出枠の量以上の排出枠を見込むことはできない。

(b) 認識中止アプローチ (derecognition approach)

割り当てられた排出枠の総数をもって返却される排出枠の量の当初見積りを行う方法。それ以後は、企業が割り当てられた排出量より排出を減少させると見込む場合には、返却されるべき排出枠の量を減少させることになる。

議論の結果、予想返却アプローチを採用することが暫定的に合意された。

(2)排出と割当負債の関係、並びに、超過排出負債の当初及びその後の測定

ここでは、実際の排出が起こった場合に割当負債との関係がどうなるのか及び 超過排出負債の当初及びその後の測定をどのように行うのかの2点が議論された。

排出と割当負債の関係

当初認識以後に実際に温暖化ガスの排出が起こった場合で、排出量が割当水準と同じかそれ以下の場合に、割当負債との関係をどのように捉えるかに関して2つの見解が議論された。

- (a) 見解1：実際に排出が起こっても、すでに認識されている割当負債とは別の新たな又は異なる負債を認識しない。排出量の見込みが変動して、割当水準と同じかそれ以下と見込まれる場合には、それによって割当負債の金額が減額されることになり、その差額は、当期純利益で認識される。
- (b) 見解2：実際に排出が起こった場合には、企業は、すでに認識されている割当負債とは別の新たな又は異なる負債を認識し、同時に、割当負債の同額の認識の中止を行う。

議論の結果、見解1が暫定的に合意された。

超過排出負債の当初及びその後の測定

割当による負債を超過して温室効果ガスを排出したとき、企業は追加的な排出枠を獲得し、超過排出を相殺するためにスキーム管理者にそれらを提供する義務を負う。企業はこの義務を、割当負債を超過して排出したときに、超過排出負債として認識しなければならない。スタッフからは、超過排出負債を、企業による実際の排出が割当負債を超過したときに認識すべきで、超過排出負債の当初及びその後の測定は、スキーム管理者に提供されなければならない排出枠の公正価値とすべきであるとの提案が示された。この提案では、超過排出が見込まれる時点で、予想に基づいて返却される排出枠の量を加重平均アプローチを用いて予測し、当該超過排出量に対する負債がその時点で全額見積られることとなる。

議論の結果、IASB及びFASBともにスタッフ提案に反対するボードメンバーが多く、スタッフに対して代替案を検討することが指示された。

3. 資本と負債の区分

このプロジェクトは、公開草案を公表すべく、プレバロット・ドラフトの段階まで進んできたが、公開草案のプレバロット・ドラフトは、現行の金融商品に関する資本と負債の区分とを大きく変更するような区分とはしないという方針で作成されている。しかし、それを記述するプレバロット・ドラフトの文言は、背後にある原則を明示することを意図して、現行規準の文言とは大きく異なったものとなっている。このため、理解が困難になり、かえって混乱を招き、意図しない帰結をもたらす可能性が否定できないという懸念が関係者から表明され、2010年9月の会議では、今後、下記のいずれかに基づいてプロジェクトを進めることとし、更なる検討を行うことがスタッフに指示されていた。

- (a) 特定の実務上の問題に対処するためにIAS第32号（金融商品：表示）を改訂し、米国で改訂されたIAS第32号が採用されるようにする。
- (b) 米国会計基準とIFRSの間のコンバージェンスを拡大するため、両基準に対して目標を絞った改訂を行う。

議論の結果、2011年6月までに完成させることを目標に進めているMOUプロジェクトに両者の資源を集中すべきことが合意され、本プロジェクトでは、公開草案の公表を取りやめると共に、資源にゆとりができるまで、当面検討を休止することが暫定的に合意された。本プロジェクトの再開は、2011年6月以降となる予定である。

4. 財務諸表の表示

本プロジェクトでは、2010年7月に公表した公開草案のドラフト（スタッフ作成の資料）に基づいて、現在、その提案内容に関するアウトリーチ活動を行っており、その活動状況に関する報告が行われた。これに引き続き、本プロジェクトの今後のあり方についても議論が行われた。

議論の結果、金融商品の資本と負債の区分プロジェクトと同様、2011年6月までに完成させることを目標に進めているMOUプロジェクトに両者の資源を集中すべきことが合意され、資源にゆとりができるまで、当面本プロジェクトを休止することが暫定的に合意された。ただ、現在いくつかの企業に公開草案のドラフトに基づいて財務諸表を作成した場合にどのような負担と便益があるかについて検討を依頼しており、その成果については、2010年末を目途にまとめる予定である。なお、本プロジェクトの再開は、2011年6月以降となる予定である。

第129回臨時会議（2010年10月27日）

IASB会議

1. 金融商品（ヘッジ会計）

今回の臨時会議では、金融商品のヘッジ会計のみが議論された。議論されたのは、連結グループ内取引における貨幣性項目のヘッジ手段としての適格性、契約上特定されていないリスク構成要素のヘッジ対象としての適格性、オプションの時間的価値の会計処理、非デリバティブ金融商品（キャッシュ金融商品）のヘッジ手段としての適格性及び経過措置及び発効日の5つであった。

(1) 連結グループ内取引における貨幣性項目のヘッジ手段としての適格性

ここでの論点は、連結財務諸表において、連結グループ内の機能通貨が異なる企業間で取引される貨幣性項目が、為替リスクのヘッジにおいて、ヘッジ手段として適格となり得るかという点である。IAS第39号では、連結財務諸表において、このような状況によって生じる差異は、ヘッジ対象となり得るという取扱いとなっているが、ヘッジ手段としては適格でないとされている。

議論の結果、この問題は、ヘッジ会計で扱うというより、IAS第21号（外国為替レート変動の影響）の改訂を行うプロジェクトを立ち上げ、そこで包括的に取扱うべき問題であるという点が、暫定的に合意された。さらに、この問題は、実務上それほど一般性のある問題でもないと認識され、連結グループ内の取引で生じる貨幣性項目は、ヘッジ手段として認めることをせず、IAS第39号の取扱いを維持することが、暫定的に合意された。

(2) 契約上特定されていないリスク構成要素のヘッジ対象としての適格性

今回は、契約上特定されていないリスク構成要素がヘッジ対象として適格となり得るかどうか議論された。

この論点に関しては、これまでIASB及びFASBは、次のような暫定合意に至っている。

- (a) 個別に識別可能でありかつ測定可能であるならば、リスク構成要素（をヘッジ対象とすることを許容する（2010年2月））。
- (b) 片側リスク（one-sided risks）は、ヘッジ対象として指定することが適格である（2010年3月）。
- (c) リスク構成要素が金融項目又は非金融項目に含まれているかどうかにかかわらず、契約上特定されているリスク構成要素は、ヘッジ対象として指定することができる（2010年5月）。
- (d) ヘッジ対象である金融資産又は金融負債の全体キャッシュ・フローよりも大きなキャッシュ・フローを持つ構成要素をヘッジ対象として指定することはできないというIAS第39号の制約を維持する（2010年10月）。

議論では、現物商品を含む例示が議論された。また、スタッフの分析においては、現行のヘッジ会計モデルにおいて、非金融項目については、為替リスクを除きリスク構成要素を

ヘッジ対象とすることを禁止しているが、この規定を維持することは次の理由で不適切だとの指摘があった。

- (a) ヘッジせずにエクスポージャーをそのままとするという決定をしている場合、為替リスクを除き、非金融項目全体に対して有効性が判定されるため、これを誤って「非有効」として性格付けしてしまうことになり、有益な情報とはいえない。
- (b) リスク構成要素を信頼性をもって測定できるかどうかは、ヘッジ対象が金融項目か非金融項目かに依存しないので、リスク構成要素を信頼性をもって測定できるかどうかは、リスクが関連し、ヘッジ活動が行われる特定の市場構造に依存している。
- (c) リスク構成要素のヘッジ対象指定が非金融商品について許容されない場合には、新しいヘッジ有効性評価モデルとの関連では、ヘッジ比率のゆがみと、有効性テストとリスク管理の乖離を招き、それゆえ、新しい有効性テストの開発目的の一つを満たさないことになる。

議論の結果、金融項目であるリスク構成要素と非金融項目であるリスク構成要素の双方について、これらがヘッジ対象となり得るかどうかを決定する規準（すなわち、リスク構成要素は、個別に識別可能性でありかつ信頼性をもって測定可能であること）を一致させることが、暫定的に合意された。また、リスク構成要素が、ヘッジ対象として適格かどうかを判定する際に、リスクが関連し、ヘッジ活動が行われる特定の市場構造に関する事実と状況の評価を行うことを求めるガイダンスを追加することも暫定的に合意された。

(3) オプションの時間的価値の会計処理

ここでは、オプションの時間的価値について、リスク管理活動とより一致し、他の I F R S と整合的で、有益な情報を提供する会計処理を開発することを目指した議論が行われた。I A S 第 3 9 号では、オプションのような特徴を持つデリバティブに対しては、全体をヘッジ手段として指定するか、又は、オプションの時間的価値を区分して本源的価値の変動のみをヘッジ手段として指定するかという 2 つの会計処理のいずれかを企業が選択できるとしている。しかし、ヘッジの有効性の評価との関連で、オプションの時間的価値はほとんどの場合分離されている。

議論では、時間的価値をどのように会計処理するかについて、I A S 第 3 9 号の 2 つの選択肢を維持するという案も含め、4 つの代替案が検討された。そして、時間的価値を保険プレミアム（企業がさらされているリスクをカバーするために保険料を支払っていると見ると見て会計処理する考え方が有力な方法として検討された。

議論の結果、オプションの時間的価値を保険プレミアムと同じ取扱いで会計処理することが暫定的に合意された。合意されたモデルは、次のようなものである。

- (a) ヘッジ対象は、その性質の違いに基づき、「取引関連 (transaction related) 」と「期間関連 (time period related) 」の 2 タイプに区別する。
 - ・取引関連ヘッジ対象：例えば、現物商品の予定購入が該当するが、この場合には、

オプション（ヘッジ手段）の時間的価値の公正価値の累計変動額をOCIで累積して認識し、これをOCIで認識されたヘッジ手段の損益に適用される一般規定に基づいてリサイクルすることになる。例えば、非金融商品が取得されるときにベース調整としたり、ヘッジされた売上が当期純利益に影響を与えるときに当期純利益へ振替えたりされる。

- ・期間関連ヘッジ対象：例えば、保有する現物商品の商品価格変動リスクをヘッジする場合が該当するが、オプションの時間的価値の公正価値の累計変動額は、OCIに累積され、オプションの売手に支払われた当初の時間的価値のうち当期に関連する部分を累積OCIから当期純利益に振替える（累積OCIの当期純利益への償却）。振替は合理的基準で行われる。

(b) 上記の会計処理によって、オプションの売手に実際に支払った時間的価値よりも大きい金額が累積OCIで認識されることを防ぐために、累積OCIの金額は、実際に支払った時間的価値と 配分された時間的価値（aligned time value）のいずれか低い金額としなければならない。

(c) OCIに累積された残高には、次の減損テストが適用される。

- ・取引関連ヘッジ対象：取引関連ヘッジ対象は、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象と変わらないので、キャッシュ・フロー・ヘッジで累積OCIに適用される減損テスト（将来回収できないと見込まれるときには、当該金額をOCIから当期純利益へ振替える）が、オプションの時間的価値でOCIとして認識されている累積OCIにも適用される。
- ・期間関連ヘッジ対象：期間関連ヘッジ対象に関連してOCIで累積されている時間的価値は、期間配分すべき時間的価値のうち将来の期間に対応する部分と考えられるので、取引関連ヘッジ対象に適用される減損テストを適用することは適切ではなく、ヘッジ関係が継続しているかどうかに関連づける方がより適切と考えられる。そのため、ヘッジ関係が継続しないときには、累積OCIを直ちに当期純利益で認識する（リサイクリング）。

(d) 累積OCIの残高の調整表（期首から期末までの変動内容の開示）に当たっては、取引関連ヘッジ対象と 期間関連ヘッジ対象を分けて開示しなければならない。

(4) 非デリバティブ金融商品（キャッシュ金融商品）のヘッジ手段としての適格性

今回は、2010年10月5日に引き続きこの問題が議論された。IAS第39号では、キャッシュ金融商品（非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債）を為替リスク以外のリスクに対するヘッジ手段とすることを認めていないが、この取扱いを見直し、キャッシュ金融商品の一部をヘッジ手段として利用できる範囲を拡大すべきかどうか議論され、前回は、代替案Bに対する支持が多かったが、これを採用した場合の実務などへの影響について、さらに検討することがスタッフに指示されていた（前回議論された3つ

の代替案は次のとおり)。

代替案A：IAS第39号の制約を維持する(為替リスクのヘッジとしてのみキャッシュ金融商品を指定することができる)

代替案B：公正価値で測定されその変動が当期純利益で認識されるキャッシュ金融商品に限ってIAS第39号の制約を撤廃する(すなわち、このようなキャッシュ金融商品は、その全体をヘッジ手段として指定できる)

代替案C：すべてのキャッシュ金融商品に対して、IAS第39号の制約を撤廃する。

今回は、スタッフから、指示に対応したスタッフの検討結果として、代替案BがIFRS第9号の金融資産の新たな分類モデルとどのように関連するか及び代替案Bを採用した場合の実務への適用に関する示唆について報告が示され、議論が行われた。

議論の結果、代替案Bを採用して、公正価値で測定されその変動が当期純利益で認識されるキャッシュ金融商品をヘッジ手段として認めることが暫定的に合意された。

(5) 経過措置

ここでは、新たなヘッジ会計規定をどのように適用するか及びこれを受けた今後の予定に関して議論が行われた。

経過措置

ヘッジ会計では、ヘッジ関係に関する指定が必要になるため、その適用は、将来に向かって行うべき特徴を有している。そのため、新たなヘッジ会計規定の遡及適用は適切ではなく、将来に向かって適用すべきとされた。議論では、新たな金融商品のヘッジ関係に対してのみ将来に向かって適用するという案とすべてのヘッジ関係に対して将来に向かって適用するという案の2つが検討された。

議論の結果、すべてのヘッジ関係に対して将来に向かって適用するという案を採用することが暫定的に合意された。具体的には次のとおりである。

- (a) 新たなヘッジ会計規定の適用は、将来に向かって行う。
- (b) 比較財務諸表の数字の修正再表示は求めない。
- (c) IFRSをすでに適用している企業に対しては、IAS第39号の下での従来のヘッジ関係で新たなヘッジ会計規定を満たすものは、ヘッジの継続と見なす。したがって、ヘッジ関係の中止及び再スタートとはならない。これに対し、新たなヘッジ会計規定を満たさない従来のヘッジ関係は、ヘッジ会計の中止をしなければならない。
- (d) IFRS第1号(IFRSの初度適用)の経過措置は変更しない。
- (e) 発効日は、2013年1月1日以降開始する事業年度からとし、早期適用を許容する。しかし、最終的な決定に当たっては、最近公表された「発効日と経過措置に関する意見募集」(上記第128回会議のIASB会議5を参照されたい)に対するコメントを考慮することになる。

このほか、次の点が暫定的に合意された。

- (a) I F R S 第 9 号に対するこれまでの暫定合意と同様に、新たなヘッジ会計規定を適用するには、それ以前に確定した I F R S 第 9 号に関するすべての改訂を適用することが必要となる。
- (b) 従前に改訂された I F R S 第 9 号を早期適用する際には、新たなヘッジ会計規定の早期適用は求めない。

今後の予定

ヘッジ会計に関する一般的議論は、今回をもって終了したので、この部分については、公開草案の起草を始めることが了承された。しかし、今後、マクロ（ポートフォリオ）・ヘッジに関しては、引き続き検討を行う。

なお、公開草案の期間については、90日とすることが暫定的に合意された。

以 上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。